

# 社会保険等に参加しましょう

—みんなで取り組む保険加入—

建設労働者の処遇を向上し、建設産業を魅力ある職場にするために、行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となった保険加入徹底に向けた取り組みを平成24年度から開始しています。

## 社会保険等未加入に対する取組

実施項目	実施内容
経営事項審査の減点評価 【平成30年4月から厳格化】	・経営事項審査において、社会保険（①健康保険、②厚生年金保険、③雇用保険）未加入の場合の減点評価へのマイナス値導入により、未加入事業者に対する評価の厳格化を図ります。
【平成30年4月から厳格化】	・未加入事業者については、社会保険担当部局（日本年金機構、広島労働局）へ通報します。
建設業許可（更新）時の加入状況確認 【平成30年4月から厳格化】	・健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）において未加入であることが判明した事業者については、社会保険担当部局（日本年金機構、広島労働局）へ通報します。
建設業担当部局による立入検査 【平成30年4月から厳格化】	・建設業法に基づく立入検査において、労働者名簿、賃金台帳、保険関係書類を確認することにより、事業者単位、労働者単位での保険加入状況を確認します。 ・未加入事業者については、社会保険担当部局（日本年金機構、広島労働局）へ通報します。
公共工事における未加入企業への指導 【平成30年4月から厳格化】	・国土交通省直轄工事等及び広島県発注工事において、未加入事業者（広島県知事許可業者）が確認された場合、発注機関から広島県に未加入である旨が通知されます。 ・未加入事業者については、社会保険担当部局（日本年金機構、広島労働局）へ通報します。

加入手続きは、

- 労働保険：労働基準監督署及び公共職業安定所
- 健康保険・厚生年金保険：年金事務所

で行っておりますので、未加入の場合は、速やかにご相談ください。

労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所の所在地は以下のアドレスから確認できます。

- 労働基準監督署：[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki\\_jun/location.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/location.html)
- 公共職業安定所：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>
- 年金事務所：<https://www.nenkin.go.jp/n/www/section/>

広島県